

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における申立期間①の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年11月21日、申立期間②の同資格喪失日に係る記録を39年2月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額をそれぞれ1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については明らかでなく、申立期間②については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和38年11月21日から39年2月1日まで

私は、昭和36年3月27日にA社D支社に入社してから平成11年11月30日に退職するまで同社及び関連会社で継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社から提出された申立人の人事台帳（写）、申立人が所持していた辞令書、退職金支払明細書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和37年11月21日にA社D支社から同社B支社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る事業所別被保険者名簿の昭和37年12月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、C社から提出された申立人の人事台帳（写）、申立人が所持していた辞令書、退職金支払明細書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して在籍し（昭和 39 年 2 月 1 日に A 社 B 支社から関連会社である E 社に異動）、申立期間②に係る給与を A 社 B 支社から支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支社に係る事業所別被保険者名簿の昭和 38 年 10 月の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が所持する辞令書には、昭和 38 年 11 月 21 日に A 社 B 支社 F 課付けとなり、関連会社へ配属された旨の記録とともに、39 年 2 月 1 日に E 社へ異動の記録があり、また、この配属日である 38 年 11 月 21 日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月から 39 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。